

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

1 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 公共下水道事業

事業名	「公共下水道」、「特定環境保全下水道」（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和62年10月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	洞爺湖町	職員数* (H19. 4. 1現在)	3
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	234円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	5,917
累積欠損金 (百万円)	-	利益剰余金又は積立金 (百万円)	
不良債務 (百万円)	-	財政力指数*	0.297
資金不足比率 (%)	-	実質公債費比率* (%)	28.5(H19)
		経常収支比率* (%)	98.8(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成18年3月27日 合併前市町村：虻田町、洞爺村〕 合併時に、公共下水道事業特別会計（虻田町）と特定環境保全下水道事業特別会計（洞爺村）を一つに統合。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	洞爺湖町公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	洞爺湖町長 長崎 良夫
既存計画との関係	洞爺湖町行政改革実施計画（平成18年度から平成22年度） 地方債同意等基準に基づく公営企業経営健全化計画（平成18年度から平成27年度）
公表の方法等	洞爺湖町HP（議会へは各常任委員会にて説明予定）
基本方針	平成12年の有珠山噴火災害のダメージから完全復興していない町経済状況を考慮しながら、水質保全の推進と健全な事業運営の確立のため、次の項目の実施を健全化の基本方針とする。 ・経営のスリム化の推進 ・収入の確保 ・施設の計画的、効率的更新

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

1 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	404	378	385	1,167
	補償金免除額	43	79	70	192
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	226			226
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	413	188	177	778

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	403,950	378,141	385,652	1,167,743
合 計 (A)		403,950	378,141	385,652	1,167,743
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		403,950	378,141	385,652	1,167,743

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	226,445			226,445
合 計 (A)		226,445			226,445
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		226,445			226,445

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	391,583	177,622	176,982	746,187
合 計 (A)		391,583	177,622	176,982	746,187
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		391,583	177,622	176,982	746,187

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

年利7%以上

II 財務状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	合併に伴い、旧虻田町の公共下水道事業（公共）及び旧洞爺村の特定環境保全下水道事業（特環）の2事業があるが、会計は1特別会計としている。平成18年度の歳出に占める公債費の割合が公共で74%、特環で58%となっており、資本分の汚水処理原価が公共で219円m ³ 、特環で496円と高くなっている。これは、公共が洞爺湖温泉地区を一般污水管と温泉配水管に区分して整備したのが大きな要因であり、特環は処理人口が少なくても一定の設備投資が必要だったためである。このため、料金回収率も低くなっているが、赤字分については一般会計からの繰入金で補填している。																				
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題 ①</td> <td>資本投下の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○建設事業の実施にあたっては、町行政評価システムに沿った事業の再評価を行い、緊急性・必要性を勘案しながら効率的な事業推進を図る必要がある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ②</td> <td>給与水準・定員管理の適正合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○町集中改革プランの職員定数適正化計画と整合性を計った企業会計の適正化。平成18年のラスパイレズ指数は98.5%であるが、ひっ迫した町財政の現状から、一般会計と連動した給与等の独自削減が課題である。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ③</td> <td>維持管理費等の節減合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○経費節減として不明水の流入が多く処理コストがかさむことから早急に原因を特定し不明水対策を図ることが課題である。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ④</td> <td>徴収体制の見直し</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○現年度収納率が平成17年度で98.5%、平成18年度が98.2%となっており、未収金が増加しており、滞納対策の強化が課題である。また、口座振替、自主納付、集金の収納体制のあり方も検討課題である。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ⑤</td> <td>料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○公共下水道（旧虻田地区）で平成9年、特定環境保全下水道（旧洞爺地区）で平成15年の改定以来、見直しを行っていないが、当町の家庭用20m³当たりの料金3,160円（公共）、3,144円（特環）で全国平均の3,000円を上回っており料金水準の見直しは難しい状況にあるが、平成20年度に向け新町の状況を踏まえ料金体制の統一を行う必要がある。</td> </tr> </table>	課 題 ①	資本投下の抑制	○建設事業の実施にあたっては、町行政評価システムに沿った事業の再評価を行い、緊急性・必要性を勘案しながら効率的な事業推進を図る必要がある。		課 題 ②	給与水準・定員管理の適正合理化	○町集中改革プランの職員定数適正化計画と整合性を計った企業会計の適正化。平成18年のラスパイレズ指数は98.5%であるが、ひっ迫した町財政の現状から、一般会計と連動した給与等の独自削減が課題である。		課 題 ③	維持管理費等の節減合理化	○経費節減として不明水の流入が多く処理コストがかさむことから早急に原因を特定し不明水対策を図ることが課題である。		課 題 ④	徴収体制の見直し	○現年度収納率が平成17年度で98.5%、平成18年度が98.2%となっており、未収金が増加しており、滞納対策の強化が課題である。また、口座振替、自主納付、集金の収納体制のあり方も検討課題である。		課 題 ⑤	料金水準の適正化	○公共下水道（旧虻田地区）で平成9年、特定環境保全下水道（旧洞爺地区）で平成15年の改定以来、見直しを行っていないが、当町の家庭用20m ³ 当たりの料金3,160円（公共）、3,144円（特環）で全国平均の3,000円を上回っており料金水準の見直しは難しい状況にあるが、平成20年度に向け新町の状況を踏まえ料金体制の統一を行う必要がある。	
課 題 ①	資本投下の抑制																				
○建設事業の実施にあたっては、町行政評価システムに沿った事業の再評価を行い、緊急性・必要性を勘案しながら効率的な事業推進を図る必要がある。																					
課 題 ②	給与水準・定員管理の適正合理化																				
○町集中改革プランの職員定数適正化計画と整合性を計った企業会計の適正化。平成18年のラスパイレズ指数は98.5%であるが、ひっ迫した町財政の現状から、一般会計と連動した給与等の独自削減が課題である。																					
課 題 ③	維持管理費等の節減合理化																				
○経費節減として不明水の流入が多く処理コストがかさむことから早急に原因を特定し不明水対策を図ることが課題である。																					
課 題 ④	徴収体制の見直し																				
○現年度収納率が平成17年度で98.5%、平成18年度が98.2%となっており、未収金が増加しており、滞納対策の強化が課題である。また、口座振替、自主納付、集金の収納体制のあり方も検討課題である。																					
課 題 ⑤	料金水準の適正化																				
○公共下水道（旧虻田地区）で平成9年、特定環境保全下水道（旧洞爺地区）で平成15年の改定以来、見直しを行っていないが、当町の家庭用20m ³ 当たりの料金3,160円（公共）、3,144円（特環）で全国平均の3,000円を上回っており料金水準の見直しは難しい状況にあるが、平成20年度に向け新町の状況を踏まえ料金体制の統一を行う必要がある。																					
留意事項																					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円, %)

区分	年度										
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収支再差引	8	-4	16	-28	-1	8	-13	-1	1	-0	
積立											
前年度からの繰越金(L)	16	24	20	36	8	7	15	2	1	2	
前年度繰上充用金(M)											
形式収支(J)-(K)+(L)-(M)	24	20	36	8	7	15	2	1	2	2	
翌年度へ繰り越すべき財源(O)											
実質収支	24	20	36	8	7	15	2	1	2	2	
(N)-(O)											
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)											
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	58.8	56.3	54.6	45.5	55.6	36.0	34.2	32.0	45.3	46.6	
地方財政法施行令第20条第1項により算定した不足額											
営業収益-受託工事収益(B)-(C)(S)	209	213	211	209	201	206	206	206	206	206	
資金不足比率 $((R)/(S) \times 100)$											
積立金現在高											
企業債現在高	6,889	6,499	5,591	5,489	5,917	5,429	4,926	4,396	3,900	3,460	
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	6,819	6,429	5,529	5,436	5,872	5,394	4,899	4,378	3,891	3,460	
うちその他に係るもの	70	70	62	53	45	36	27	18	9	0	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区分	年度										
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的収支分	325	296	290	277	263	235	205	185	159	137	
うち基準内繰入金	40	37	36	33	32	32	29	28	26	25	
うち基準外繰入金	285	259	254	244	231	203	177	156	134	112	
うち料金収入に計上すべき繰入等											
うち赤字補てんのなもの	285	259	254	244	231	203	177	156	134	112	
資本的収支分	398	406	151	182	207	217	200	216	186	122	
うち基準内繰入金	39	41	42	31	33	32	32	32	31	32	
うち基準外繰入金	359	365	109	151	174	185	168	184	155	90	
うち赤字補てんのなもの	359	365	109	151	174	185	168	184	155	90	

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方 (前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金設定は「維持管理費+資本費の一部」を算定根拠としているが、特環においては維持管理費を賅えていない状況である。公共については平成9年、特環については平成15年が最終改定であるが、平成20年に料金統一を予定している。収入見込みについては、人口減に伴う減少が見込まれるが、水洗化の増、観光客の増により現状維持とした。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>繰入金については、収支不足額を計上している。起債償還のピーク時(H21・H22)に繰入金が増えるピークとなる。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>・旧洞爺地区にて浄化槽設置工事(H21～H23)予定しており、22,740千円(@7,580千円×3年)の受益者負担金を見込んでいる。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

- 注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項目	具体的内容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p>	<p>町集中改革プランでは、平成22年度末の削減率を10.15%と予定している。(平成18年度4人減、平成19年度3人減、平成20年度3人減、平成21年度4人減、平成22年度6人減)、下水道事業会計では下記の取組を実施してゐる。</p>
<p>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</p>	<p>合併後、職員の定数の適正化を図るため、以下の取組を実施。 公共下水道(旧虻田地区)～会計支弁職員H18.6より1名減(事務職員2名→1名)。 特定環境保全下水道(旧洞爺地区)～会計支弁職員H19.4より1名減。 計2名の支弁職員減を実施。</p>
<p>○ 給与のあり方</p>	<p>人件費の適正化を図るため以下の取組を実施。 ○平成16年度～高齢層職員昇級停止(56歳延伸、58歳停止) ○平成17年度～職員給与基本給5%減 ○平成19年度(4月から)～給与構造改革に伴い8級制から6級制へ移行 ○平成19年度(6月から)平成22年度～職員給与の職務の級に応じて7.5～8.5%、管理職手当の一律8.5%、期末・勤励手当に係る役職加算の削減。</p>
<p>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p>	<p>在籍なし。</p>
<p>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</p>	<p>退職時特別昇給制度なし。北海道市町村職員退職手当組合に加入しており、同組合の条例適用。</p>
<p>◇ 福利厚生事業のあり方</p>	<p>北海道市町村職員共済組合に加入。 給与～短期38.65/1000、介護4.49/1000、長期4月～9月88.075/1000・10月～3月90.2875/1000。 期末～短期38.65/1000、介護3.59/1000、長期4月～9月70.46/1000・10月～3月72.23/1000。 事業主負担については、適正と考えている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p>	<p>処理場維持管理費については、効率化の観点から委託方法・内容や金額、契約方法(単年度契約から3年長期契約)等経費節減を図っている。又、物件費の抑制を図るため、コピー機等借上機器の合理化及び事務用品の節減を実施。このほか、町内に二つの処理施設を有していることから、運転管理の効率化や汚泥処理については、集合処理を実施するなどの検討を行い、効率的な維持管理の手法の導入を図る。</p>
<p>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>包括的民間委託を検討中。(物品調達・修繕を含めた性能発注を検討中)</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	具体的内容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	○公共下水道(旧虹田地区)で平成9年、特定環境保全下水道(旧洞爺地区)で平成15年の改定以来、見直しを行っていないが、当町の家庭用20m3当たりの料金3,160円(公共)、3,144円(特種)で全国平均の3,000円を上回っており料金水準の見直しは難しい状況にあるが、平成20年度に向け新町の状況を踏まえ料金体制の統一を行う必要がある。
○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	決算状況については町HP、広報にて住民周知を図っている。
○ 行政評価の導入	洞爺湖町行政評価システムに基づき、平成19年度中に実施予定。
5 その他	滞納対策の強化及びコンビニ収納の導入により未収金の減少を図る。又、平成19年度からコピー機等借り上げ機器の合理化及び事務用品の節減を実施。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取り組み及び目標

課題		取り組み及び目標
1	職員数の削減や人件費の総額の削減	○平成19年度から公共下水道会計(4-3名)、特定環境保全下水道会計(1名→0名)で計2名の減に伴い14,150千円の効果となっており、平成19年度からの3ヶ年で42,450千円の総効果額を見込んでいる。
2	経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金なし
3	一般会計等からの基準外繰出しの解消等	人件費・物件費・建設費の抑制及び、効率的な維持管理の手法の導入等により基準外繰出しの解消を図る。
4	その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目録又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト削減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれ)の合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 繰上償還希望額」欄に記入する「繰上償還希望額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(繰上償還希望額)に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「繰上償還希望額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

